三、之れが実行を本部執行委員会に一任す

右決議す。

理由

一、現任衆議員は[illegible]所謂普通選挙法な當選決定し彼等自から変則的に選任せられたる議員たることを自認するにも拘らず、その地位に執着し、彼等自醜悪なる野合に依って解散を回避した、彼等自身は自から決定せる新選挙法に忠実なるものなる事を立證するの義務を果すために、直ちに自認して総選挙を招来すべきものである。

一、第五十二議会に於て、彼等は妥協野合に終始し其の審議権を放棄し、暴力闘争によって自由討論の院則を蹂躙し去り、加ふるに国民生活を脅威する各種の経済議案並に無産階級を抑圧するための諸施設、諸法案に協賛を与へてブルジョア専制政治の走狗たるの醜状を暴露する事に依って、全民衆が全民産階級の絶対的不信を買った。即ち彼等は被等が自称する民衆の信任を失ひ在位の基礎を自から破壊し去った。

一、第五十三議会は制限選挙法によって選出された[illegible]現在ブルジョア議員によって最後的反動政治、資本専制政治の為めに利用せられ[illegible]又普選時代に於ける無産階級解放運動弾圧の最後の城塞を築くために利用せんためのみに召集せられんとして居る。故に吾等は斯くの如き議会の開会を絶対に拒否し、新選挙法により選出せられた議員を以て第三十五議会を構成すべく先づ彼等の辞任を要求する

右の理由により現任議員は速かに辞任すべきものなる事情で、之が要求運動を起さんが為めに本宗